

## 別紙

### 諮詢第1735号

答 申

#### 1 審査会の結論

本件開示請求について、その存否を明らかにしないで開示請求を拒否した決定は、妥当である。

#### 2 審査請求の内容

本件審査請求の趣旨は、東京都情報公開条例（平成11年東京都条例第5号。以下単に「条例」という。）に基づき、審査請求人が行った「〇〇消防（特定消防署）職員のフルネーム〇〇さん、〇〇さん、〇〇さん、〇〇さん、〇〇さん、〇〇さん、〇〇さん、〇〇さん」の開示を求める本件開示請求に対し、消防総監が令和5年9月22日付けで行った存否応答拒否を理由とする本件不開示決定について、その取消しを求めるというものである。

#### 3 審査請求に対する実施機関の説明要旨

本件開示請求は、「特定消防署職員のフルネーム」（上記消防署職員8名のフルネームが記載された文書。以下「本件請求文書」という。）の開示を求めるものであり、本件請求文書が存在しているか否かを答えるだけで、条例7条2号に該当する不開示情報を開示することとなるため、条例10条に基づき、開示請求を拒否したものである。

#### 4 審査会の判断

##### （1）審議の経過

本件審査請求については、令和5年11月15日に審査会へ諮詢された。

審査会は、令和7年7月24日に実施機関から理由説明書を、同年8月12日に審査請求人から意見書を收受し、同年9月25日（第233回第三部会）及び同年10月29日（第234回第三部会）の2回、審議を行った。

##### （2）審査会の判断

審査会は、審査請求人の審査請求書、反論書及び意見書における主張並びに実施機関の弁明書及び理由説明書における主張を具体的に検討した結果、以下のように判断する。

審査会が検討したところ、本件請求文書に対する開示請求については、特定消防署における職員の氏名を具体的に指定して行われているため、本件請求文書の存否を答えることとなると、特定個人が特定消防署に所属する職員であるか否かという、個人に関する情報を開示することとなると認められることから、条例7条2号本文に該当する。

次に、同号ただし書該当性について検討するに、実施機関では、消防司令長以上の職員の氏名は慣行として公にしているが、それ以外の職員については、その氏名を公にしておらず、消防司令長以上の職員以外の職員氏名を原則として不開示とする取扱いをしているとのことである。

審査会が確認したところ、本件請求文書に係る特定消防署の消防司令長以上の職員に、本件請求文書に係る氏名の者は存在しないことから、条例7条2号ただし書イには該当しない。

続いて、審査請求人は、裁判所を利用するため消防署職員のフルネームが必要であり、実施機関の対応は憲法32条「裁判を受ける権利」に反する疑いがある等と主張しているため、同号ただし書ロの「人の生命、健康、生活又は財産を保護するため、公にすることが必要であると認められる情報」の該当性について検討する。

同号ただし書ロは、プライバシーを中心とする個人の正当な権利利益は十分に保護されるべきであるが、公にすることにより保護される利益がそれに優越する場合に、人の生命、健康、生活又は財産を保護するため、公にすることが必要であると認められる情報については、開示することを定めたものである。

この点について審査会で検討したところ、審査請求人は、裁判手続における利用の要否について抽象的に主張するにとどまり、上記必要性について何ら具体的な主張を行わないから、本件請求文書の存否に関する情報を明らかにしないことにより保護される個人の正当な権利利益よりも、公にすることにより保護される権利利益が上回ると判断することは困難であるため、同号ただし書ロに該当するとは認められない。

また、特定消防署職員8名のフルネームが記載された文書の開示を請求するものであって、公務員等の職務の遂行に係る情報の開示を請求するものではないことが明らかであることから、同号ただし書ハにも該当しない。

したがって、本件請求文書の存否を答えるだけで条例7条2号の不開示情報を開示することとなるため、条例10条に基づき本件開示請求を拒否した実施機関の決定は、妥当である。

なお、審査請求人は、審査請求書等において種々の主張を行っているが、これらはいずれも審査会の判断を左右するものではない。

よって、「1 審査会の結論」のとおり判断する。

(答申に関与した委員の氏名)

高世 三郎、北原 一夫、樋渡 利美、峰 ひろみ